

平成 18 年度、平成 23 年度、平成 24 年度及び平成 25 年度包括外部監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、港区長から通知がありました。

平成 27 年 4 月 13 日

第 1 通知の範囲及び概要

- 1 平成 18 年度包括外部監査の結果に関する報告等に基づき講じた措置は 1 件です。
- 2 平成 23 年度包括外部監査の結果に関する報告等に基づき講じた措置は 7 件です。
- 3 平成 24 年度包括外部監査の結果に関する報告等に基づき講じた措置は 7 件です。
- 4 平成 25 年度包括外部監査の結果に関する報告等に基づき講じた措置は 36 件です。

第 2 内容

[平成 18 年度包括外部監査]

1 「総合支所庁舎の維持管理について」

(1) 年間契約が随意契約で行われていること

ア 指摘等の内容

庁舎の維持管理に関する年間契約は、毎年 4 月 1 日に業務が開始されるため、競争入札の方法により契約を行うことが事実上不可能であるため、随意契約によって行われています。港区に限らず全国の自治体の問題ですが、契約過程における透明性を担保する措置を講ずる等の検討が必要と考えます。

イ 講じた措置の概要

年間契約においては、入札に準じて、入札参加者指名基準に沿って、準備的行為である見積競争を実施しています。その手法は電子調達サービス上で業者が見積金額を入力するなど、「入札」の名称は用いませんが、「入札」と全く同じ手続により相手方を決定することにより競争性を確保しております。また、その契約手続の経過について、入札（見積）経過調書の公表により、透明性を確保しています。

また、平成 25 年度までの年間契約における入札（見積）経過調書の表記において、契約方法を「随意契約」と表記していましたが、平成 26 年度の年間契約から、契約方法を「随意契約（見積競争）」と記載することにより、特定の事業者と契約する「随意契約」とは異なる方法により契約手続を行っていることを明確にしました。

[平成 23 年度包括外部監査]

1 「保健福祉支援部及び子ども家庭支援部を中心とした委託料の財務事務について」

(1) 障害者（児）紙おむつの支給及びおむつ代の助成事業における紙おむつの都外への発送について

ア 指摘等の内容

給付対象者は区民ですが、配送先は区外でも可となっています。しかしながら年間を通じて区外の住所が発送先となっている利用者については、住民票上の本拠といえるのかどうか検討の余地があると考えます。このため、紙おむつの区外への発送について再検討をする必要があると考えます。

イ 講じた措置の概要

区内在住の方を対象とした事業ですので、原則として区内住所にお送りします。一時的な療養のために区外での対応が必要な場合は、状況を調査し、必要な場合に限り、区外住所に発送することを徹底しています。

(2) 業者選定委員会の実効性の確保について

ア 指摘等の内容

随意契約をすることの正当性を保つためには、業者選定委員会の実効性が確保されることが重要です。しかしながら、業者選定委員会での案件は多く、本当に検討が必要な案件が十分に検討されていない可能性があります。業者選定委員会の実効性を確保し、契約方法の適正性を保つためにも、今以上に業者選定委員会が有効に機能するための工夫が必要と考えます。

イ 講じた措置の概要

特命随意契約における特定の事業者と契約することが必要な理由について、判断の余地がない案件(システム保守の開発業者への委託、エレベーター保守のメーカーへの委託等)について、業者選定委員会における個別審議によらずに包括承認することとして、適用条件を明確に決めました。平成 26 年 12 月から運用を開始し、個別審議件数を減らすことにより、個別案件を審議する時間を確保しました。

(3) 年間契約について

ア 指摘等の内容

今後も他の自治体の状況を確認しつつ、年間契約に関する契約方法のあり方の検討を継続することが望まれます。

イ 講じた措置の概要

年間契約においては、入札に準じて、入札参加者指名基準に沿って、準備的行為である見積競争を実施しています。その手法は電子調達サービス上で業者が見積金額を入力するなど、「入札」の名称は用いませんが、「入札」と全く同じ手続により相手方を決定することにより競争性を確保しております。また、その契約手続の経過について、入札（見積）

経過調書の公表により、透明性を確保しております。

また、平成 25 年度までの年間契約における入札（見積）経過調書の表記において、契約方法を「随意契約」と表記していましたが、平成 26 年度の年間契約から、契約方法を「随意契約（見積競争）」と記載することにより、特定の事業者と契約する「随意契約」とは異なる方法により契約手続を行っていることを明確にしました。

（４）障害者就労支援事業の目的と効果から事業のあり方を見直す必要性について

ア 指摘等の内容

本事業の利用者の就職率は下降傾向にあり、他区に比べて低くなっています。区は当該事業で実施しているサービス内容が事業の目的に合致しているか、検討する必要があります。当該事業は平成 14 年度から継続していますが、事業の有効性が平成 14 年度と変わらずにある場合においても、委託事業者に対して事業の有効性を高める指導を行う必要があります。

イ 講じた措置の概要

利用者の就職率の下降傾向への対応については、事業者に対してハローワークや学校を中心にネットワークの強化を図り、個々の障害者の特性に合わせた就労支援を行うよう指導しました。その結果、平成 26 年度の就職者数は平成 25 年度の 14 名に比べ、20 名に増加しました。

（５）育児サポート事業運営業務委託における類似の事業との統合について

ア 指摘等の内容

育児サポート事業と派遣型一時保育事業は、利用者にとっては同種のサービスであり、メニューの相違にすぎないものと言えます。従前の経緯等にとらわれず、利用者である保護者の使いやすい育児支援事業となるよう、両事業の統合を検討することが望ましいと考えます。

イ 講じた措置の概要

「育児サポート事業」は、性質又は目的が、競争入札に適さず、非営利で実施可能な団体が港区社会福祉協議会のみとなっているため、同協議会に事業の委託をしています。一方、「派遣型一時保育事業」は子育て・家族支援者が特定非営利活動法人あい・ぽーとステーションが実施している子育て・家族支援者養成講座を受講した区民である必要があるため、同法人に事業の委託をしており、実施主体が異なるため、両事業の統合はできません。

「派遣型一時保育事業」は要支援家庭の訪問を行っており、宿泊を伴う支援を行うなど、「育児サポート事業」と支援内容が異なります。今後も、社会福祉協議会にない事業のメニューを加えることで、サービスの幅を広げ、より利用者のニーズに合った形で、制度を選択できるように実施していきます。

（６）派遣型一時保育事業における類似事業との統合

ア 指摘等の内容

育児サポート事業と派遣型一時保育事業は、利用者にとっては同種のサービスであり、メニューの相違にすぎないものと言えます。従前の経緯等にとらわれず、利用者である保護者の使いやすい育児支援事業となるよう、両事業の統合を検討することが望ましいと考えます。

イ 講じた措置の概要

「育児サポート事業」は、性質又は目的が、競争入札に適さず、非営利で実施可能な団体が港区社会福祉協議会のみとなっているため、同協議会に事業の委託をしています。一方、「派遣型一時保育事業」は子育て・家族支援者が特定非営利活動法人あい・ぽーとステーションが実施している子育て・家族支援者養成講座を受講した区民である必要があるため、同法人に事業の委託をしており、実施主体が異なるため、両事業の統合はできません。

「派遣型一時保育事業」は要支援家庭の訪問を行っており、宿泊を伴う支援を行うなど、「育児サポート事業」と支援内容が異なります。今後も、社会福祉協議会にない事業のメニューを加えることで、サービスの幅を広げ、より利用者のニーズに合った形で、制度を選択できるように実施していきます。

(7) 各保育室における清掃等の水準について

ア 指摘等の内容

本業務委託の内容である室内空気環境測定、グリストラップ清掃等実施回数や害虫駆除の調査対象の害虫の範囲が保育室によって差があります。必要な実施回数を整理し、所要の設備管理の水準を維持するよう委託内容を見直すことが望ましいものと考えます。

イ 講じた措置の概要

平成 25 年度に、全保育園について、施設ごとに実施回数や業務内容などの委託内容について整理し、施設に適した設備管理清掃業務の水準となるよう委託内容を見直しました。

[平成 24 年度包括外部監査]

1 「公の施設の管理・運営について」

(1) 消費者啓発活動の活性化の必要性

ア 指摘等の内容

区民の年齢層や生活スタイルの変化に合わせて、情報発信や啓発活動の方法を工夫する必要があります。

また特に、小中学生に対する消費者教育については、校長会に働きかけ、積極的に活動することが望まれます。

イ 講じた措置の概要

社会状況の変化を踏まえ、平成 26 年度から、消費生活展の内容を、小中学生に消費者間

題に関心を持ってもらえるような内容を織り交ぜるなど、幅広い世代に関心の持てる内容に改善し、来場者数は前年度の3倍となりました。

(2) 利用実態の把握の必要性

ア 指摘等の内容

消費者ルームの利用実態を把握し、有効利用に向けた検討を行う必要があります。

イ 講じた措置の概要

消費者ルームについては、平成26年度に新規施設のみなとパーク芝浦へ移転したことに伴い、利用の際、受付で利用人数などを記載してもらうようにし、また、予約受付簿で利用時間帯を管理することで、利用実態を把握するようにしました。また、館内の看板やサイネージを効果的に活用することで、消費者ルームの有効利用に向けた効果的な発信を行うようにしました。

(3) 区民斎場やすらぎ会館の利用対象者の拡大

ア 指摘等の内容

死亡時に港区商店街連合会に加盟している商店会に加入していた経営者等も利用可能とするなど、対象者を広げることも検討の余地があります。

イ 講じた措置の概要

平成26年度から、港区商店街連合会に加盟している商店主が死亡した場合も利用ができるよう運用を開始しました。また、親族の葬儀を行う人の対象を2親等以内から3親等以内へと変更し、対象者を拡大しました。

(4) モニタリングの実施について

ア 指摘等の内容

区民斎場やすらぎ会館について、今後、非公募を継続する場合においても非効率な運営とならないよう、区は充分にモニタリングを行う必要があります。

イ 講じた措置の概要

平成25年度に、第三者評価を実施し、指定管理者については、支出面やサービス面などについて十分な評価結果でした。

また、毎月モニタリングを実施し、支出や運営状況等について、確認を行っています。

(5) 子ども家庭支援センターの運営方法の不断の見直しについて

ア 指摘等の内容

子ども家庭支援センターの機能が最も効果的かつ効率的に発揮できる方法を採用することが重要であることから、直営と指定管理者制度による運営を比較する仕組みを構築する等、定期的な運営方法の見直しを行うことが望ましいものと考えます。

イ 講じた措置の概要

児童虐待、居所不明児童等の把握や迅速な対応、関係機関との連携、東京都からの児童相談所機能の移管など、子ども家庭支援センターの果たす役割は、年々複雑かつ広範なものとなっています。必要とされる対応力を区が永続的に蓄積していく観点から、指定管理によらず区直営による運営を基本に進めていきます。

(6) 児童高齢者交流プラザの位置付けの明確化

ア 指摘等の内容

港区基本計画や港区実施計画において、位置付けを明確にすることが必要です。

イ 講じた措置の概要

大型児童センター機能を有する子ども中高生プラザと同じ機能と役割を持つ施設として、港区基本計画（平成 27 年度～平成 32 年度）等に計上しました。設置目的である「児童と高齢者との交流等により、児童の社会性を養うとともに高齢者の社会参加を促し、児童の健やかな成長及び高齢者の生きがいをづくり」に寄与するよう運営しています。

(7) 品川駅高輪口自転車等駐車場の管理について

ア 指摘等の内容

港区のホームページ「駐車場・駐輪場」の説明では品川駅高輪口自転車等駐車場の概要が確認できません。「自転車駐車場を利用したいのですが」の説明には含まれていますが、詳細な説明はありません。港区はホームページの更新も含め、主体的に管理する必要があります。また利用率の向上が見込めない場合には、廃止も含め検討することが必要です。

イ 講じた措置の概要

平成 26 年度にホームページの構成を見直し、品川駅高輪口自転車等駐車場の情報を掲載しました。

[平成 25 年度包括外部監査]

1 「国際化推進に関連する事業の財務事務の執行について」

(1) 区長から外国人への直接的なアピールの検討について

ア 指摘等の内容

広報番組「こんにちは港区長です」は内容的にも、区長が直接語りかける形態ですので、英語の副音声を付すことは有用なものと考えられます。外国人に対するアピールの場として積極的に活用することが望まれます。

イ 講じた措置の概要

広報番組「こんにちは港区長です」については、平成 26 年 3 月放送分から全放送（年 4 本、6 月・9 月・12 月・3 月）を日本語と英語のバイリンガル放送としました。

(2) 多言語電話通訳業務委託の活用促進策の検討などについて

ア 指摘等の内容

継続的に利用実績を分析するとともに、利用上の課題と考えられる事項については、その解消を図り、より一層の活用を図る必要があります。また、窓口案内等業務の外部委託に伴い、総合支所区民課窓口における英語対応能力が向上していることを踏まえると、多言語電話通訳業務は、それを補完する業務とも考えられますので、今後の利用実態によっては、英語以外の言語に特化することを検討することも望まれます。加えて、小型タブレット型スマートフォンを活用した芝地区総合支所の通訳者との三者間通話機能と、役割が重複している可能性も高いことから、数年度にわたり利用実績が低迷する場合には、事業自体の廃止も含めて、その必要性を再度検討することも必要と考えます。

イ 講じた措置の概要

平成 24 年 7 月の外国人住民についての制度改正をふまえて、各総合支所区民課保健福祉係での利用を想定して導入しましたが、平成 24 年度、25 年度ともに利用実績が極めて少ない状況であったため、必要性を見直した結果、当該業務は平成 25 年度末を持って廃止し、小型タブレット型スマートフォンを活用した機械翻訳アプリケーションにより、通訳業務を行うこととしました。

(3) 外国語研修における期待要求水準の設定等について

ア 指摘等の内容

職場ごとの要求水準と現状との差に応じて、外国語研修における期待水準を設定し研修内容を検討する等、より効果的な外国語研修の実施方法を検討することが必要です。

イ 講じた措置の概要

現在窓口職場では、外国語対応の可能な非常勤職員を活用し、また語学研修の受講生が職場の核となり、外国語の対応をしています。平成 25 年度に語学研修等を実施した際に、各職場からは、より高い外国語レベルの期待水準による研修実施だけでなく、より多くの職員が外国人に対して必要最低限の対応ができるように、語学能力の底上げを目的とした、基礎レベルの研修実施の要望を多く受けました。

このため、平成 26 年度の語学研修においては、単発のオープンレッスンも含めたカリキュラムも取り入れ広く活用してもらうことや、職層研修における英会話研修の対象を採用 3 年目職員から 2 年目職員に変更し、採用前に身に付けた語学能力を把握しながら効果的に研修を行えるようにカリキュラム等を工夫しました。

(4) 自己啓発講座の拡充の検討について

ア 指摘等の内容

外国語関連の自己啓発講座は通信講座のみとなっていますが、通信講座の形態に限定せず、英会話学校と提携することにより、一定水準以上の講座を自己啓発講座に含めることも検討する価値があるものと考えます。

イ 講じた措置の概要

外国語関連の自己啓発講座は通信講座だけでなく、区の指定講座（通信講座）以外の通学も含んだ様々な講座を助成対象としています。自己啓発講座の案内冊子の中では、自己啓発講座の助成対象について、通信講座のみを記載していたので、平成 26 年度からは通学も含んだ様々な講座も対象になることを、よりわかりやすく明記しました。

（５）実績が少ない施策について（災害時の大使館との連携（防災知識の普及啓発））

ア 指摘等の内容

防災知識の普及啓発に関する大使館との連携については、区内にある全ての大使館の実態及び施策のニーズを把握することが必要です。

すでに「大使館等との連携体制の構築」の施策があり、その中で、平成 23 年 4 月に東日本大震災を受けて、79 の大使館を対象に現況確認調査を実施しています。この調査では防災に関する意見聴取は行っていないが、今後この現況確認調査の中で、定期的に防災に関するニーズを確認することも必要です。

施策名「災害時の大使館との連携」の「防災知識の普及啓発」について、大使館に関連した施策を総花的に打ち出すのではなく、「大使館等との連携体制の構築」として統合することも検討の余地があります。

イ 講じた措置の概要

平成 25 年度から外国人意識調査を実施しており、その中で、防災に関する質問項目を設けることで、今後継続的に防災に対するニーズを把握していきます。

大使館との連携に係る施策については、港区国際化推進プラン（平成 27 年度～平成 32 年度）において「大使館等との協働の深化」として施策を統合し、一層効率的な事業運営を図るとともに、大使館との調整機能を強化するため、国際化推進担当の体制を整備することとしました。

（６）実績が少ない施策について（災害時の大使館との連携（大使館等連携調査の実施））

ア 指摘等の内容

施策名「災害時の大使館との連携」の「大使館等連携調査の実施」について、大使館に関連した施策を総花的に打ち出すのではなく、「大使館等との連絡体制の構築」として統合することも検討の余地があります。

イ 講じた措置の概要

大使館との連携に係る施策については、港区国際化推進プラン（平成 27 年度～平成 32 年度）において「大使館等との協働の深化」として施策を統合し、一層効率的な事業運営を図るとともに、大使館との調整機能を強化するため、国際化推進担当の体制を整備することとしました。

（７）総合防災訓練の外国人参加人数等の目標達成の基準

ア 指摘等の内容

外国人住民の割合の多い赤坂地区の会場において外国人参加者がいなかったことは、総合防災訓練への参加の呼びかけが不十分であった可能性があります。区は、どの程度の外国人の参加があれば目標達成といえるのか、基準を定めることが望めます。

イ 講じた措置の概要

平成 26 年度は、赤坂青山地区に居住する外国人（約 3,000 人）のうち、まずは 1%の参加を目標に実施し、10 人の外国人が参加をしました。訓練実施に向けて、赤坂青山地区の大使館に周知するだけでなく、平成 26 年度から港区国際交流協会と地域振興課国際化推進担当と連携して、外国人に訓練参加の呼びかけをメールで行いました。また、訓練内容にも英語表記をする、通訳を配置するといった体制も整備しました。今後も、継続して周知を図り、より多くの外国人が参加しやすい訓練とします。

(8) エコライフ・フェアの通訳ボランティアの人数について

ア 指摘等の内容

現状、ボランティア 2 名体制で問題は生じていませんが、今後も 2 名で十分なのか、時間帯によっては 1 名で足りるのか、またはより多くのボランティアが必要とされているのか、継続的に確認することが望めます。

イ 講じた措置の概要

平成 26 年 5 月 24 日に開催したエコライフ・フェアにおいて、ボランティアの休憩時間なども考慮しながら 2 名体制でボランティアによる通訳サービスを実施し、特に問題は生じないことを確認しました。引き続き、通訳ボランティアの適正な体制について、開催状況を勘案し、体制を検討します。

(9) 環境学習事業の外国人利用者の増加の方策の検討について

ア 指摘等の内容

区はエコプラザの外国人来館者数を把握していません。エコプラザに関連する施策を国際化推進プランに計上している以上、施策の有効性を検証する必要があります。そのため、外国人来館者数やイベントへの参加者数を把握することが必要です。

イ 講じた措置の概要

エコプラザについては、自由利用という施設形態を取っているため、来館者に対し外国籍かどうか確認はしておりません。

また、各環境イベントは、国籍を問わず、イベント参加者の環境に対する意識の向上を目的として開催しています。

今後、区内大使館や英字新聞社と連携したエコプラザの事業や、エコライフ・フェアといった環境イベントなど、外国人向けまたは外国人も参加できる事業を展開し、日本人や外国人利用者の増加に向けて取り組みます。

(10) 実績が少ない施策について（語学ボランティア活用の検討）

ア 指摘等の内容

東京都で語学ボランティア制度を実施していることから、区がこの制度や団体を活用してボランティアを育成する目的が不明瞭です。また平成 23 年度から 2 年が経過し、この間にニーズが変化している可能性があり、ニーズを把握しても、その結果を生かすことができないことも考えられることから、事業の有効性や効率性に問題があります。区は当該事業の在り方について、事業の必要性を含めて見直す必要があります。

イ 講じた措置の概要

区における語学ボランティアについては、東日本大震災の経験から、外国人にとって災害時に会話により意思疎通できることは心理面を含め非常に重要であることから、区における語学ボランティアの事業を抜本的に見直しました。同事業は東日本大震災を踏まえ、「防災語学ボランティア」事業として再構築し、防災・災害対策に取り組むこととして、港区国際化推進プラン（平成 27 年度～平成 32 年度）に計上しました。

(11) 国際化推進プランの目的に関連する施策とは言い難い施策「福祉的な観点からの言語サービス充実の検討」について

ア 指摘等の内容

福祉的な観点からの言語サービス充実の検討について、当該施策は国際化・文化芸術担当内部の調査研究業務であり、これ自体を施策とすることは疑問の余地があります。事業の必要性について検討することが望まれます。

イ 講じた措置の概要

「福祉的な観点からの言語サービス充実の検討」という施策の内容について、調査研究業務を見直し、事業の再構築を実施し、港区国際化推進プラン（平成 27 年度～平成 32 年度）では、「重要事項に関係する各分野に精通した通訳の導入」という施策として計上し、事業の実施と位置付けました。

(12) 実績が少ない施策について（外国人コミュニティリーダーの育成）

ア 指摘等の内容

平成 23 年度以降、外国人コミュニティリーダーのあり方や発掘・育成等について検討が続いていますが、いまだ方法論の研究にとどまっています。平成 24 年度においては、外国人コミュニティの存在を把握するのが困難な状況でした。所管課では平成 25 年度以降も引き続き研究課題とするの方針ですが、数年度にわたり進展が困難なもとでは、目的を含めた施策の見直しも必要と考えられます。

イ 講じた措置の概要

国際化推進アドバイザー会議での議論の中で、まずは外国人が外国人同士のコミュニティから出て日本人と交流し、段階的に地域の活動に参加していく、緩やかな環境を醸成することが必要との意見が出され、これを踏まえ、港区国際化推進プラン（平成 27 年度～平

成32年度)では、「お祭りなど地域事業の情報提供」事業を新たに立ち上げることとし、「外国人コミュニティリーダーの育成」については、廃止することとしました。

(13) 区民参画によるまちづくりの推進に関する情報提供の手段について

ア 指摘等の内容

区民参画によるまちづくりの推進に関する事業説明用の英語版パンフレットは500部作成され、各総合支所等で配布されていますが、英語版のニーズがどの程度あるかが明確になっておらず、作成されたものが利用されないままになっている可能性があります。

イ 講じた措置の概要

英語版パンフレットは、都市計画課及び各地区総合支所で配布を行っており、作成した500部のうち、現時点で残部数は350部程度です。外国人居住者に対する「区民参画によるまちづくり」への門戸を閉ざすことが無いよう、本パンフレットは必要なものと考えますが、残部数を踏まえ、今後パンフレットの内容更新を行う際は、英語版についてはホームページへのデータ掲載に止め、必要に応じて印刷・配布を行うこととしました。

(14) 赤坂・青山子ども中高生共育事業委託業務の内容について

ア 指摘等の内容

赤坂・青山子ども中高生共育事業について、仕様書によると、業務委託の内容に翌年度の事業計画策定が含まれています。事業計画の策定は、事業を円滑に次年度に引き継ぐために行われているものですが、本来であれば、事業の内容については、区が主体的に決定すべきものです。委託先と区の役割を明確にするためにも、安易に仕様書の中に次年度の計画策定を含めることは避けることが望ましいと思われます。

イ 講じた措置の概要

事業内容については区が主体的に決定しています。本事業における平成26年度の仕様書から、翌年度の事業計画策定に関する項目は削除しました。

(15) 実績が少ない施策について（国際交流の場の検討）

ア 指摘等の内容

国籍や文化の違いを超えて日本人と外国人が相互に交流できる場のあり方を検討する「国際交流の場の検討」という施策について、平成24年度においても継続的な検討が行われていますが、現状では検討の成果が表れていません。今後、検討結果を踏まえ国際化推進のための方策について具体的な提示が望まれます。

イ 講じた措置の概要

当面国際交流のための場としての新規施設を設置する予定はなく、国際交流の場として、現在港区国際交流協会に運営管理を委託している「国際交流スペース」があることから、港区国際化推進プラン（平成27年度～平成32年度）においては、当該施策を廃止しました。

(16) 国際化推進プランの施策と捉えることが難しい施策（テーマ性のある参加型観光の実施）

ア 指摘等の内容

水辺事業や歴史講座、港区施設巡り事業等が実施されてきましたが、これらは外国人向けというわけではありません。当初、外国人向けまち歩きツアーについても検討することとしていましたが、現状においては、国際化推進プランの目的に関連する施策ではないと捉えられます。

イ 講じた措置の概要

「テーマ性のある参加型観光の実施」という施策について、港区国際化推進プラン（平成27年～平成32年）では「見学・体験等が可能な民間施設・公共施設の活用促進」という施策に変更しました。施策の内容についても、外国人観光客に向けた日本の伝統文化を発信するための事業などを展開することで、より外国人観光客に向けたものとし、事業の再構築をしました。

(17) 国際化推進プランに加えるべき施策（港区観光協会の活用・支援）

ア 指摘等の内容

今後、国際化推進プランの中で「外国人にアピールできる都市観光の振興」の重要性が変わらず、また、この都市観光の振興体制の中で、港区観光協会が中心となる役割を果たすことを区が期待しているのであれば、協会事務局体制支援事業について、「一般財団法人港区国際交流協会の活用・支援」と同様に、国際化推進プランの施策として掲げることが望ましいものと考えます。

イ 講じた措置の概要

区が期待する港区観光協会の位置づけとして、外国人観光客のみに限らず、広く国内外からの観光客にむけての観光振興の役割を担うことを期待しています。そのため、港区国際化推進プランに施策として掲げるのではなく、「第2次港区観光振興ビジョン」の中で港区観光協会と連携した事業の実施を計画に計上することとしました。

(18) 産業振興課「MINATO あらかると」の費用対効果の検証について

ア 指摘等の内容

産業振興課ホームページ「MINATO あらかると」TOP ページのアクセス数が減少傾向にあり、「MINATO あらかると」自体の効果を検証する必要があります。

港区観光協会のホームページ等においても、同様の観光情報は発信されています。したがって、「MINATO あらかると」での観光情報の発信は費用対効果を検証したうえで縮小し、中小企業振興のための情報提供に重点を置くなどの検討が必要です。

イ 講じた措置の概要

平成26年度に、ホームページ等における観光情報発信のあり方を検討し、産業振興課ホ

ホームページ「MINATO あらかると」は、観光の基本情報の掲載を主とし、港区観光協会のホームページは、商店街の個店情報まで掲載することとしました。

(19) 大使館に関連する施策の統合

ア 指摘等の内容

区は大使館に関連して複数の施策を実施しています。大使館に関連する施策は、いずれも区の独自性が強い施策といえますが、中には、実績が少ない施策もあります。調査結果や意見交換などの成果が、他の施策に役立つよう、大使館に関する施策を1つに統一することも検討の余地があります。

イ 講じた措置の概要

大使館との連携に係る施策については、港区国際化推進プラン（平成27年度～平成32年度）において「大使館等との協働の深化」として施策を統合し、一層効率的な事業運営を図るとともに、大使館との調整機能を強化するため、国際化推進担当の体制を整備することとしました。

(20) ホームビジット等の機会創出支援について

ア 指摘等の内容

ホームビジット等の機会を創出する実施主体は、区ではなく、国際交流を行う団体を想定しています。実際、ホームビジット等の事業は、一般財団法人港区国際交流協会の自主事業として実施されています。施策「地域や生活に密着した国際交流行事の推進」は区の施策として位置付けるべきか否か、そのあり方について検討することが望まれます。

イ 講じた措置の概要

ホームビジット等については、実際に国際交流協会が自主事業として実施していることから、国際交流協会が行うその他の国際交流事業と統合し、港区国際化推進プラン（平成27年度～平成32年度）には、「港区国際交流協会による国際交流」として計上しました。

(21) 外郭団体改革プランの実行について

ア 指摘等の内容

任意団体である港区国際交流協会の解散と一般財団法人港区国際交流協会の設立は、外郭団体改革プランの実行と言い難い面があります。任意団体である港区国際交流協会は解散されていますが、実質的には一般財団法人港区国際交流協会への組織形態移行であり、「外郭団体改革プラン」の結論である事業の効率化のための他の団体への引継ぎが行われているとはいえません。また、区は、新設された一般財団法人に対して、外郭団体の指定を行っていません。区としては、「外郭団体改革プラン」の内容を精査した上で、現在の状況が、「外郭団体改革プラン」の提言、つまり「解散」等を着実に実行していると判断できるか評価し、交流協会に対する今後の対応を再度検討する必要があります。

イ 講じた措置の概要

区は、任意団体であった港区国際交流協会は、外郭団体改革プランに基づき、解散されたものと考えています。

(2 2) 交流協会への支援のあり方

ア 指摘等の内容

港区国際交流協会に対する管理・運営経費補助金は、継続的支援が目的で支出されるものであり、交流協会が外郭団体ではないことから、補助金の支出は妥当ではありません。区としては、今すぐに管理・運営経費補助金を打ち切ることとはできないとしても、交流協会の中期経営計画の削減計画ではなく、今後、管理・運営経費補助金を打ち切るための具体的なスケジュールの検討が必要です。

イ 講じた措置の概要

区は、一般財団法人港区国際交流協会と連携を図り、国際化を推進しており、高い公益性を有していることから、補助金を交付しています。

同協会は「中期経営計画（平成 26 年度～28 年度）」を策定し、これに基づき、経営の改善と自立化に向けて取り組んでいます。このような取組を進めている協会に対して、区は、平成 25 年 12 月の庁議で審議の上、平成 31 年度に同協会を自立化するため、平成 26 年度から 3 年間集中的に支援し、その後補助金を削減していくこととしました。

(2 3) 国際交流事業のあり方と今後の交流協会との関係について

ア 指摘等の内容

港区にとって、国際交流という施策が以前と比較し相対的に重要となり、交流協会の位置づけが変化したのであれば、「外郭団体改革プラン」の結論を正式に見直し、さらに交流協会を外郭団体とすべきです。

イ 講じた措置の概要

一般財団法人港区国際交流協会は、現在、国際化推進施策における区の自立したパートナーとなっており、外郭団体改革プランの結論は変わらず、区における同協会の位置づけは変化していません。区としては、国際化を推進するため同協会との連携を強化するとともに、同協会が「中期経営計画（平成 26 年度～28 年度）」を策定し、経営改善に取り組み、自立化を目指していることから、外郭団体とすることは考えておりません。

(2 4) 一般財団法人国際交流協会の中期経営計画について

ア 指摘等の内容

平成 21 年 3 月 31 日に交流協会の中期経営計画を策定していますが、会員数の推移等すでに計画と乖離している状況となっています。区と交流協会は、中期経営計画等をもとに協会の現状・課題・今後の組織のあり方等について意見交換を行っていますが、この状況を踏まえ、区は中期経営計画の見直しについて助言する必要があります。

イ 講じた措置の概要

区は、港区国際交流協会に対し、協会の経営上の課題解決と自立化に関する必要な支援と指導を行いました。

港区国際交流協会は、これまでの中期経営計画を見直し、区の助言も踏まえ、新たに「中期経営計画（平成 26 年度～28 年度）」を策定しました。

（２５）交流協会の財政的自立の判断について

ア 指摘等の内容

交流協会の内部留保の水準は事業費等の合計額の 30%程度を超過している状況ですが、組織規模自体が小さいこともあり、これをもって交流協会の財務安定性を判断することはありません。区は補助金のあり方についての検討に際しては、今後も交流協会の財務状況を勘案しつつ検討することが望まれます。

イ 講じた措置の概要

港区国際交流協会は、新たな「中期経営計画（平成 26 年度～28 年度）」に基づき、自主財源の増加を図るため、新たな事業に着手するなど、取組を進めています。区は、協会のこうした状況を踏まえながら、補助金のあり方を含め、必要な支援と指導を行っていきます。

（２６）国際交流スペースの利用者受付・管理業務について

ア 指摘等の内容

「国際交流スペースの利用者受付・管理業務」については、国際化推進プランの施策ではありません。当該委託契約は、ただ単に事務管理業務であるという意見はありますが、内容が同じ業務が委託と補助に分かれていることから、本来は「一般財団法人港区国際交流協会の活用・支援」の施策に組み込むことが望ましいと思われます。また、委託業務として継続する場合にも、少なくとも国際化推進プランの施策に加えることは必要と考えられます。

イ 講じた措置の概要

「国際交流スペースの利用者受付・管理業務」については、地域における国際交流の促進を目的とした事業であり、港区国際化推進プラン（平成 27 年度～平成 32 年度）では「港区国際交流協会による国際交流」として計上しました。

（２７）補助金確定通知書の送付

ア 指摘等の内容

交流協会は、一般財団法人港区国際交流協会補助金交付要綱第 10 条に基づく、確定通知書を保管していませんでした。確定通知書などの保管のあり方について交流協会に助言する必要があります。

イ 講じた措置の概要

区は、港区国際交流協会に対して、補助金の確定通知書などの保管について、適正な処

理をするよう、助言しました。

同協会では、区の助言を踏まえ、適正に保管するようにしており、区は、平成26年度の確定通知書が保管されていることを確認しました。

(28) 会員資格の授与について

ア 指摘等の内容

平成24年度は、新規会員のみならず、前年度の会員についても3月末をもって一度会員資格が失効し、全ての会員について前年度の会員は原則継続とした上で、会員資格の授与方式について、会員数の増加に繋がる方法を検討する必要があります。

イ 講じた措置の概要

平成26年度から、前年度からの会員は、原則継続とし、会費の払い込みがあった日から1年間を会員期間とする方式に変更しました。

(29) 備品・出版物の管理について

ア 指摘等の内容

交流協会が拠点としている国際交流スペースには、交流協会の備品と港区の備品が混在しています。港区の備品は、現物にシールが貼られ港区の台帳で管理されており、区の職員によって定期的に現物確認が行われています。この台帳は交流協会に提示されていませんが、常時現物を管理しているのは、交流協会の職員なので、区の台帳を交流協会に提示し、日常管理をさせることが適当であると思われます。

イ 講じた措置の概要

区は、平成26年度に港区国際交流協会と「北青山コミュニティ施設における事業及び運営に関する覚書」を締結し、施設内にある備品の故障時の対応及びメンテナンスの確認を行うよう決めました。これに基づき、備品の日常管理を行うよう指導するとともに、備品リストを港区国際交流協会にも提示し、区の職員と同協会の職員が双方立ち会った上で、定期的に備品の確認を行うこととしました。

(30) 総合支所での各種印刷物の配置について（麻布地区総合支所）

ア 指摘等の内容

全ての総合支所に共通する課題として、日本語も含めて、各種印刷物の配置場所が飽和状態になっていることがあげられます。特に配置スペースが限られている総合支所においては、印刷物のサンプルを配置するなどによってスペースを効率的に活用する工夫も必要と考えます。

イ 講じた措置の概要

期限付きのポスター、チラシ等は記録をつけ管理し、配置スペースに無駄が出ないようにしています。また、平成26年4月からラックを1台増設し、すべての印刷物が配置できるよう工夫しました。

（３１）総合支所での各種印刷物の配置について（赤坂地区総合支所）

ア 指摘等の内容

全ての総合支所に共通する課題として、日本語も含めて、各種印刷物の配置場所が飽和状態になっていることがあげられます。特に配置スペースが限られている総合支所においては、印刷物のサンプルを配置するなどによってスペースを効率的に活用する工夫も必要と考えます。

イ 講じた措置の概要

総合支所に配置する各印刷物の周知期間やイベント開催日などについて、リスト管理を徹底し、印刷物の配置時期をずらすなどの工夫をすることで、配置スペースの効率化を図りました。

（３２）総合支所での各種印刷物の配置について（芝浦港南地区総合支所）

ア 指摘等の内容

全ての総合支所に共通する課題として、日本語も含めて、各種印刷物の配置場所が飽和状態になっていることがあげられます。特に配置スペースが限られている総合支所においては、印刷物のサンプルを配置するなどによってスペースを効率的に活用する工夫も必要と考えます。

イ 講じた措置の概要

平成 26 年 12 月の芝浦港南地区総合支所庁舎の移転に伴い、多言語化情報コーナーに言語（日本語・英語・ハングル・中国語）別ラックを増設しました。また、転入パック（ウェルカムパッケージ）の印刷物等を写真に撮り、サンプル化し、ラックにて紹介するなど印刷物の紹介方法を工夫しました。

（３３）発信方法の更なる多様化の検討

ア 指摘等の内容

印刷物での多言語化には、総合支所でのスペースの問題や利用者へのアクセスの限界などが考えられることから、区は、更なる情報発信方法の多様化を図る必要があると考えます。たとえば、印刷を取りやめホームページなどでの公表に特化することも必要です。また、現在印刷物による多言語化を行っているものについて、印刷物の代わりに「外国人の登録制による配信メール」で印刷物と同程度の情報を発信することによって、より有効な情報伝達が可能になる場合もあるのではないかと考えられます。

イ 講じた措置の概要

多言語情報の発信については、印刷物の配布だけでなく、区や港区国際交流協会のホームページを活用し、平成 25 年度から、電子メールを活用し、登録した外国人に必要な情報提供を行う「外国人との情報コミュニケーション事業」を開始しました。

（３４）麻布地区総合支所の現状と対策

ア 指摘等の内容

港区外国人住民のための生活情報（英語・ハングル・中国語）が入替途中であり、そのためのラックが一面何も配置されていませんでした。麻布地区は、芝地区と同様、外国人の利用が多いため、外国語印刷物を頻繁に補充しなければならず、不足する状況が生じやすくなっています。

イ 講じた措置の概要

外国人住民のための生活情報（英語・ハングル・中国語）を、外国人専用ラックに配置しました。また、すべての印刷物が配置されるよう、平成 26 年 4 月からラックを 1 台増設しました。

（３５）赤坂地区総合支所の現状と対策

ア 指摘等の内容

印刷物配置スペースは、1 階は十分確保されていました。しかし、2 階については、少ないスペースに多くの印刷物（提出用、持出禁止用（有料含む）、閲覧用が混在）が配置されており、若干未整理の状況となっていました。対策としては、2 階の配置スペースの状況を解消するため、また、1 階の区民課に多くの区民等が来所することを考慮したうえで、管理課、協働推進課関連の印刷物のうち、区民にとって活用頻度が高い印刷物については、1 階に配置することも検討の余地があります。

イ 講じた措置の概要

赤坂地区総合支所の 2 階の印刷物配置スペースについて、提出用、持出禁止用、閲覧用に分け、整理し配置しました。

（３６）芝浦港南地区総合支所の現状と対策

ア 指摘等の内容

外国語専用ラックには、「港区外国人住民のための生活情報」がまとめて配置されており、見やすい配置となっています。しかし、このような配置の結果、他の外国語の印刷物の配置が限定され、結果的に、今後の課題ともなっています。今後、庁舎の移転によって、配置スペースは改善すると思われますが、移転後の配置方法については、今から検討する必要がありますと思われます。

イ 講じた措置の概要

総合支所庁舎の移転に伴い、多言語化情報コーナーに言語（日本語・英語・ハングル・中国語）別ラックを増設しました。また、転入パック（ウェルカムパッケージ）の印刷物等を写真に撮り、サンプル化し、ラックにて紹介するなど印刷物の紹介方法を工夫しました。